

建設業における 労働災害防止対策の徹底

を要請しました。

令和6年11月7日、ありそドーム研修室において、建設業を対象とした働き方改革推進に関する説明会を開催しました。

説明会の冒頭、魚津労働基準監督署管内の建設業における労働災害の被災者数が昨年を大きく上回っていることに加え、本年6月に死亡災害が発生していることを受け、建設業の労働災害に歯止めをかけるべく、参加事業場に対し**労働災害防止対策の徹底**を呼びかけました。

また、建設業労働災害防止協会富山県支部魚津分会に対し、会員事業場への同対策の周知徹底を要請しました。（要請文は次項）

本説明会では、労働力人口の減少が進んでいる中、地域の守り手である建設産業が人材の確保・育成及び技能継承といった課題に対応していくためには、働き方改革により『**すべての労働者が安全で健康に働くことができる魅力ある職場づくり**』を進めることが重要であることを共有した上で、働き方改革関連法の説明、適切な工期設定に向けた国交省の取組、働き方改革取組事例について説明を行いました。



建設業労働災害防止協会富山県支部魚津分会への
要請書交付（令和6年11月7日）

建設業の労働災害が増加しています！
現場の危険箇所を見つける能力を高め、**労働災害防止対策の徹底をお願いします！！**



【問合せ先】

魚津労働基準監督署 安全衛生課 TEL0765-22-0579





魚津基発 1107 第 1 号
令和 6 年 11 月 7 日

建設業労働災害防止協会
富山県支部魚津分会 分会長 殿

魚津労働基準監督署長

建設業における労働災害防止の徹底について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、富山労働局では、令和 5 年度から 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止計画を策定し、令和 9 年度までに富山県内の死亡災害が 10 人未満、死傷災害が 1000 人未満となることを目標に掲げ、当署におきましても、各種の施策を展開しているところです。

しかしながら、当署管内の建設業における労働災害の発生状況は、令和 6 年 9 月末現在、休業 4 日以上死傷者数が、前年同期に比べて 8 人増（57%増）の 22 人となっています。さらに、本年 6 月には、令和 4 年 4 月以降発生していなかった死亡災害が発生し、労働者 1 名が命を落としており、憂慮すべき状況となっています。

そのため、当署におきましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、建設現場に対する監督指導を強化するとともに、貴会をはじめとした建設業関係機関と連携した合同パトロールなどの取り組みを進めているところです。

貴職におかれましては、会員事業場等への下記取組の周知徹底につきまして特段の御配慮を賜りますよう御協力をお願いいたします。

記

1. 現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意表明
2. 「墜落・転落災害」「崩壊・倒壊災害」等の防止に関するリスクアセスメントの実施
3. 別添「令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」に基づく対策








災害統計は当署 HP（魚津労働基準監督署からのお知らせ）に掲載
しています。








令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

○事業者が行う事項(抜粋)□

1 労働者の安全確保のための対策		参考資料
<p>(1)墜落・転落防止対策</p> <p>ア 足場等からの墜落・転落防止対策</p>	<p>□ 改正安衛則(足場関係)に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。</p> <p>□ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正)に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。</p> <p>□ 木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。</p>	  
<p>イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策</p>	<p>□ 木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。</p>	 
<p>ウ 墜落制止用器具の適切な使用</p>	<p>□ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。</p> <p>□ 「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。</p>	
<p>(2) 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策</p>	<p>□ 自然災害に係る復旧・復興工事では、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われること、建物の崩壊や地盤の緩み等、作業場所の状態が平常時と異なること等から、災害発生リスクが高い状況にあることを十分に認識し、土砂崩壊防止措置や墜落転落災害防止措置等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等に基づく措置を徹底すること。</p> <p>□ 復旧・復興工事では、被災県以外の建設業者が工事を行い建設業者間の情報共有が十分でない場合があること、災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業範囲に立ち入る可能性もあること等から、隣接する工事現場での建設業者間の情報の共有(災害防止連絡連絡協議会等)に努めるとともに、建設機械との接触防止措置の徹底等、必要な措置を講じること。</p>	





<p>(3) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 改正安衛則(貨物自動者関係)に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。 <input type="checkbox"/> リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」(令和3年1月18日付け基安発0118第2号)に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。 	 
<p>(4) 山岳トンネル工事における安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 山岳トンネル工事の発注者においては、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(平成28年12月26日付け基発1226第1号、令和6年3月26日最終改正)に基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。 <input type="checkbox"/> 施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講ずること。 <input type="checkbox"/> 現場内は狭い箇所等で重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講ずること。 	
<p>(5) 転倒災害の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> リーフレット「労働者の転倒災害(業務中の転倒による重症)を防止しましょう」等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。 	
<p>(6) 交通労働災害防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正)に基づく措置を適切に講ずること。 <input type="checkbox"/> 建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。 	
<p>(7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル(警備業編)」(令和元年)を活用すること。 	
<p>(8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。 	
<p>(9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 専門工事業者等は、建設業労働災害防止協会が実施する中小の建設会社における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。 	




<p>(10) 高年齢労働者等の労働災害の防止</p>	<p><input type="checkbox"/> エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。</p>	
<p>(11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策</p>	<p><input type="checkbox"/> 外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表している教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告(安衛則様式第23号)を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等により確認し、記入すること。</p>	
<p>(12) 一人親方等の安全衛生対策</p>	<p><input type="checkbox"/> 建設業に従事する一人親方等については、令和6年度委託事業により、建設業の一人親方等に対する安全衛生教育に係る支援として全国で開催される研修会等に積極的に参加すること。</p>	
<p>(13) 伐木等作業の安全対策</p>	<p><input type="checkbox"/> チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じ、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加を検討すること。</p>	
<p>(14) 安全な建設機械の普及</p>	<p><input type="checkbox"/> 「高度安全機械等導入支援補助金」の活用を積極的に検討すること。</p>	



2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画を推進しています。





労働災害の一層の減少に向けて、各対策の確実な取組をお願いします。

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策		参考資料
(1) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進	<input type="checkbox"/> ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果(建災防実施)もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。なお、事業主団体等や労災保険の特別加入団体については、当該団体が、傘下の中小企業や労災保険の特別加入者(一人親方等)等に対して、ストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。	
(2) 熱中症対策	<input type="checkbox"/> 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。 <input type="checkbox"/> 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。 <input type="checkbox"/> 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。 <input type="checkbox"/> 作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。 <input type="checkbox"/> 前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。	
(3) じん肺予防対策	<input type="checkbox"/> 粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。 <input type="checkbox"/> 当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。 <input type="checkbox"/> 解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。	
(4) 騒音障害防止対策	<input type="checkbox"/> 事業者は、「騒音障害防止のためのガイドライン」(令和5年4月20日付け基発0420第2号)に基づき屋内作業場に限らず、騒音障害防止対策の管理者の選任、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。 <input type="checkbox"/> 元方事業者においては、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。 <input type="checkbox"/> 前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。	

<p>(5) 化学物質による健康障害防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いることから使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。 □ 特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。 □ 保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに化学物質管理者、保護具着用管理責任者の養成に留意すること。 □ 鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なかば露防止対策（剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。）を講ずること。 □ また、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。 □ 作業員に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。 	
<p>(6) 石綿健康障害予防対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から着工される（工作物については、令和8年1月1日）建築物等の事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせることが義務付けられたことから、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。 	
<p>(7) 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者が義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、改正内容について、理解を進めるとともに、同改正で保護対象となる一人親方等に適切に周知すること。 	

建設業においても、塗料など化学物質を用いる場合には、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施する必要があります。



3 その他の安全衛生に係る対策		
<p>(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用</p>	<p>□ 同指針に準拠した建設業労働安全衛生マネジメントシステムを導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。</p>	
<p>(2) 建設業における安全衛生教育の推進</p>	<p>□ 「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日付け基発0220第3号)に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごとに及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。</p> <p>□ 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(平成15年3月25日付け基安発第0325001号)に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。</p> <p>□ 「安全衛生教育及び研修の推進について」(平成3年1月21日付け基発39号)に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。</p>	  

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html



【問合せ先】

魚津労働基準監督署 安全衛生課

937-0801

富山県魚津市新金屋1-12-31

業種	区分	休業4日以上の災害						
		令和4年	令和5年	令和6年	対前年増減(人)	対前年増減(%)	業種別比率	
製造業	食料品製造業	7	5	6	1		4.6%	
	繊維工業		1		1			
	衣服その他の繊維製品製造業			1	1		0.8%	
	木材・木製品製造業	1						
	家具・装備品製造業							
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	2	1		1.5%	
	印刷・製本業							
	化学工業	6	5	6	1		4.6%	
	窯業土石製品製造業	2	7	2	5		1.5%	
	鉄鋼業							
	非鉄金属製造業		1					
	金属製品製造業	33	21	16	7	3	15.8%	
	一般機械器具製造業		7	19	7	2	5	1.5%
	電気機械器具製造業		1		3		6	4.6%
	輸送用機械等製造業		3		2		1	0.8%
	電気・ガス・水道業							
その他の製造業	4	3	5	2		3.8%		
小計	54	41	38	3	7.3%	29.0%		
鉱業(土石採取業)		1						
建設業	土木工事業	(1)	11	3	(1)	6	3	4.6%
	建築工事業	(1)	16	6		11	5	8.4%
	うち木造家屋建築工事業		4			4	4	3.1%
	その他の建設業		7	5		5		3.8%
	小計	(2)	34	14	(1)	22	8	57.1%
運輸交通業	鉄道・軌道・水運・航空業					1	1	0.8%
	道路旅客運送業		2			1	1	
	道路貨物運送業	(2)	13	12		13	1	9.9%
	その他の運輸交通業							
	小計	(2)	15	13		14	1	7.7%
貨物取扱業	陸上貨物取扱業		1					
	港湾運送業							
	小計		1					
農林業	農業		1	2		4	2	3.1%
	林業		1	1			1	
	小計		2	3		4	1	33.3%
畜産・水産業		1	3	2		1	33.3%	1.5%
上記以外の事業	商業	27	19	17	2		13.0%	
	小売業	26	17	15	2		11.5%	
	金融・広告業							
	映画・演劇業							
	通信業	2	3	2	1		1.5%	
	教育・研究業	1		3	3		2.3%	
	保健衛生業	16	18	12	6		9.2%	
	社会福祉施設	10	17	8	9		6.1%	
	接客娯楽業	5	8	9	1		6.9%	
	飲食店	1		1	1		0.8%	
	清掃と畜業	4	4	1	3		0.8%	
	官公署							
	その他の事業	5	2	7	5		5.3%	
小計	60	54	51	13	24.1%	38.9%		
合計	(4)	168	128	(1)	131	3	2.3%	
死亡災害		4		1	1			
新型コロナウイルス関連(外数)		12	15	11				

【安全衛生課長から今月のひとこと】

全体件数(新型感染症11人含む)142人(前月から+18人増加)
 昨年と同程度で推移 6月に死亡災害が発生

増加注意報(事故の型) 切れ・こすれ災害15人(前年比114%)
 起因物の例:包丁・カッター4件 携帯用グラインダー 2件
 チェーンソー・携帯丸のこ 2件

『気づいていますか身の回りの化学物質 危険有害性はラベルで確認 ご安全に』

最新の労災発生状況はこちら



当署からのお知らせコーナー

本統計は、「労働者死傷病報告(様式第23号)」に基づき、休業4日以上の災害を独自集計したものである。
 カッコ書き数字:死亡者数で死傷者数の内数
 単位:人
 魚津労働基準監督署管轄地域:魚津市、黒部市、滑川市、中新川郡、下新川郡

令和6年1～9月業種別労働災害発生状況(速報値)

魚津労働基準監督署

業種	1.墜落・転落		2.転倒		3.激突		4.飛来・落下		5.崩壊・倒壊		6.激突され		7.はさまれ 巻き込まれ		8.切れ・こすれ		11.高低温物		12.有害物		17-18.交通事故		19.無理な動作		その他計		合計		前年同期		対前年増減数		対前年増減比 (死傷者数)	業種別比率 (本年死傷者数)		
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷				
製造業	食料品製造業			2				1					2		1												6		5		1	20.0%	4.6%			
	繊維工業																												1		1	100.0%				
	衣服その他の繊維製品製造業			1																										1		1		0.8%		
	木材・木製品製造業																																			
	家具・装備品製造業																																			
	パルプ・紙・紙加工品製造業															2												2		1		1	100.0%	1.5%		
	印刷製本業																																			
	化学工業		1		1									1		1							1		1			6		5		1	20.0%	4.6%		
	窯業土石製品製造業		1																									2		7		5	71.4%	1.5%		
	鉄鋼業																																			
	非鉄金属製造業																																			
	金属製品製造業		1		2		2							1														7		7			0.0%	5.3%		
	一般機械器具製造業		1		1																							2		7		5	71.4%	1.5%		
	電気機械器具製造業		1		1											1												6		3		3	100.0%	4.6%		
輸送用機械器具製造業								1																			1		2		1	50.0%	0.8%			
電気・ガス・水道業																																				
その他の製造業				1						1					1												5		3		2	66.7%	3.8%			
小計		5		9		2		2		1			2		7											38		41		3	7.3%	29.0%				
鉱業(土石採取業)																																				
建設業	土木工事業		1		1					1	1				1		1										1	6		3	1	3	100.0%	4.6%		
	建築工事業		3		1		1						1		1		2		1									11		6		5	83.3%	8.4%		
	うち木造家屋建築工事業				1											2												4		4			3.1%			
	その他の建設業				2																						2		5		5		0.0%	3.8%		
小計		4		4		1		1	1	1			1		2		3									2	1	22		14	1	8	57.1%	16.8%		
運輸交通業	鉄道・軌道・水運・航空業		1																									1				1	1	0.8%		
	道路旅客運送業																															1	1	100.0%		
	道路貨物運送業		4		3											1		1										13		12		1	8.3%	9.9%		
	その他の運輸交通業																																			
小計		5		3											1		1										14		13		1	7.7%	10.7%			
貨物取扱業	陸上貨物取扱業																																			
	港湾運送業																																			
小計																																				
農林業	農業		1																									4		2		2	100.0%	3.1%		
	林業																												1		1		1	100.0%		
小計		1																									4		3		1	33.3%	3.1%			
畜産・水産業	畜産業							1							1													2		3		1	33.3%	1.5%		
	水産業		1		8								1															17		19		2	10.5%	13.0%		
上記以外の事業	小売業				7								1		3													15		17		2	11.8%	11.5%		
	金融・広告業																																			
	映画・演劇業																																			
	通信業				2																								2		3		1	33.3%	1.5%	
	教育・研究業				2																								3		3			2.3%		
	保健衛生業		1		4										2														12		18		6	33.3%	9.2%	
	社会福祉施設		1		3										1														8		17		9	52.9%	6.1%	
	接客娯楽業		1		5																								9		8		1	12.5%	6.9%	
	飲食店				1																															
	清掃と畜業																												1				1	0.8%		
	官公																												1		4		3	75.0%	0.8%	
その他の事業		2		1											1													7		2		5	250.0%	5.3%		
小計		5		22										1		3		5									51		54		3	5.6%	38.9%			
合計		20		38		3		4	1	2			4		14		15		2		2						1	131		128	1	3	2.3%	100.0%		
前年同期		19		42		7		4		1			11		13		7		4									128								
対前年増減数		1		4		4				1			1		8		2										1		3							
対前年増減比(死傷者数)		5.3%		9.5%		57.1%		0.0%		100.0%			63.6%		7.7%		114.3%		50.0%									23.5%		200.0%					2.3%	
構成比(死傷者数)		15.3%		29.0%		2.3%		3.1%		1.5%			3.1%		10.7%		11.5%		1.5%									6.1%		9.9%					4.6%	100.0%
新型コロナウイルス関連(外数)																												11		11						

(注) 本統計は、「労働者死傷病報告(様式第23号)」に基づき、休業4日以上の災害を独自集計したものである
 単位:人
 魚津署管轄地域:魚津市、黒部市、滑川市、中新川郡、下新川郡